

「小山市ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業」のご案内

この事業は、ひとり親家庭のお母さん、お父さんやお子さんが、就職につながることを目的に「高等学校卒業程度認定試験合格のための講座」を受講する場合に、費用の一部を給付金として助成するものです。

① 対象になる方

ひとり親家庭の母、父、子ども（20 歳未満）であって、次の要件にすべて該当する方です。

- ・小山市に住所がある方
- ・母子・父子自立支援プログラムの策定等の支援を受けている方 ※1
- ・その認定試験に合格することが適職に就くために必要と認められる方
- ・高等学校の卒業者、高卒認定試験（旧大学入学資格検定を含む）の合格者など既に大学入学資格を取得している者ではない方
- ・過去にこの給付金を受けたことがない方 ※2

※1 該当する支援を受けていない場合、専門職員との面談、プログラム作成をご案内します。

※2 小山市に転入された方で、前の住所地で同事業の講座指定、受給を開始されている場合は、新たな手続きが必要です。

① 対象になる講座

- ・高卒認定試験の合格を目指す講座（通信制、通学制、通信通学の併用）です。

【ご注意ください】

※ 高卒認定試験の試験科目の免除を受けるために高等学校に在籍して単位を修得する講座を受け、高等学校等就学支援金制度の支給対象となる場合は、対象となりません。

① 支給される金額 ② 令和 7 年 1 月に拡充しました②

受講される講座のために支払った費用の一部を支給します。講座の受講形態（通信制、通学制など）、給付金の種類により支給の時期、支給額の算定方法が変わります。詳しくは、次ページの表をご確認ください。

① 給付金の種類と支給額の計算方法

給付金の種類	支給時期	受講形態	市の支給額
①受講開始時給付金	講座の受講を開始したとき	通信制	費用の <u>40%か上限 10 万円</u> のいずれか少ない額
		通学制 通学・通信の併用	費用の <u>40%か上限 20 万円</u> のいずれか少ない額
②受講修了時給付金	講座の受講を修了したとき	通信制	費用の <u>50%から①受講開始時給付金の支給額を差し引いた額</u> ただし、その額と①の支給額の合計は <u>上限 12 万 5 千円</u>
		通学制 通学・通信の併用	費用の <u>50%から①受講開始時給付金の支給額を差し引いた額</u> ただし、その額と①の支給額の合計は <u>上限 25 万円</u>
③合格時給付金	受講修了日から起算して、2 年以内に高卒認定試験の全科目に合格したとき	通信制	費用の <u>10%</u> ただし、①、②、③の支給額の合計は <u>上限 15 万円</u>
		通学制 通学・通信の併用	費用の <u>10%</u> ただし、①、②、③の支給額の合計は <u>上限 30 万円</u>

【ご注意ください】

※ いずれも市の支給額が 4 千円以下の場合は支給しません。

② 市給付金のご利用を希望される方へ

- ・ 給付金をご利用される場合、講座申し込み前までに市役所窓口で手続きが必要です。支給のための要件、講座の種類、支給額の計算など、市役所窓口にてご相談ください。

【問合せ先】

○ 給付金に関すること

小山市子育て家庭支援課 子育て支援係
TEL：0285（22）9857

○ 母子・父子自立支援プログラム、その他の支援制度に関すること

小山市子育て家庭支援課 こども家庭センター
TEL：0285（22）9627